

2024年5月22日

福島県知事 内堀雅雄 様

## 多くの労働者・労働組合に活用される福島県労働委員会へ一労働者委員の公正任命を求める要請書

福島県労働組合総連合  
議長 野木茂雄

福島県労働委員会は、労使間の交渉が難航した場合の調整（あっせん、調停および仲裁）、不当労働行為の救済、個別紛争処理など、県内の労働者・労働組合にとって、きわめて重要な役割を担う機関です。

現在、県労働委員会労働者委員5人の改選作業（第47期、任期2年）がすすめられています。私たちは多くの労働者・労働組合に活用される労働委員会に向け、労働者委員の公正任命を求めるものです。

労働者委員任命の最大の問題は国の選考方針に反していることです。労働者委員選出についての国の通達等は昭和24年の「労働省発54号通牒」しかありません。その文書では、選考にあたっては「各系統別」「産業」「地域」等を考慮することを要請しています。そして、実際に、労働者委員は県労働委員会発足から一貫して各センター（県労協、県同盟など）から選ばれてきました。しかし、県のローカルセンターが連合福島と福島県労連の2つになった1990年以降の任命では、連合福島推薦の委員だけが独占任命される状況が続き、それ以外の組合から推薦されたメンバーは、ことごとく排除されています。こうした不公正な任命が34年間もの長期にわたって続いています。

「労働省発54号通牒」について、札幌地方裁判所は、2015年1月20日の判決（北海道労連などが北海道を相手に訴えていた「北海道労働委員会労働者委員任命処分取消等請求事件」）で、「我が国の労働運動の実情においては、当該労働者委員が推薦を受けた労働組合の系統別等によって、労使関係の在り方に関する考え方等に相違が生ずることは避けられず、その結果、労働者の一般的利益に関する考え方にも差異が生じ、個々の労働者委員の権限の行使を通ずるのみでは、必ずしも的確に労働者の立場を一般的に代表することができないこともあり得ることから、その時々労働界の状況により、労使関係の在り方に関する考え方等が相違する労働者委員を適切に組み合わせることによって、複数の労働者委員が総体として労働者の立場を一般的に代表するようにすることも可能にしようとしたものであると解するのが相当である」と指摘しました。北海道では、その後、北海道労連推薦の委員を任命しています。この点は福島県の任命でも、しっかりと検討されるべきです。

全国では、県労連加盟組合が推薦する労働者委員が任命された都道府県は、隣接の宮城県など11都道府県となっています（北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、京都、大阪、和歌山、高知）。また中央労働委員会でも、全労連加盟組合推薦の委員が任命されています。

私たちは、重要な役割をもつ福島県労働委員会が、多くの労働者・労働組合の活用にむけ、労働者委員の「連合」独占という不公正任命をあらため、国の選考方針をふまえた公正任命を行うことを重ねて求めます。

以上